

地域子育て支援活動推進助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地域子育て支援活動推進助成事業（以下「助成事業」という。）の実施及び地域子育て支援活動推進助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成事業は、各地域で行われている子育て親子（子育て家庭の親とその子ども（主としておおむね3歳未満の児童及び保護者）をいう。）の交流を促進する自主的な活動（以下「藤沢版つどいの広場事業」という。）に対して支援を行うことにより、地域での子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、地域活動等を行う団体が実施する、次の要件をすべて満たす事業であって、藤沢版つどいの広場事業（以下単に「事業」という。）として市長が認めたものとする。

(1) 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場（以下「広場」という。）を、次のとおり開設すること。

ア 第6条により算出した月当たりの開設回数が月1回以上であること。

イ 1回当たりの開設時間が2時間以上であること。

ウ 1回当たりおおむね5組以上の親子が参加していること。

(2) 広場において、次のすべての活動を行うこと。

ア 子育て親子間の交流を深める地域支援活動

イ 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業実施に当たり、次のすべてを満たすこと。

ア 事業を実施する場所は、公民館等の公共施設、商店街の空き店舗又は民家等の、子育て親子が集いやすく、地域の子育て支援の拠点となるような場所であること。

イ おおむね10組以上の子育て親子が利用できるスペースの広場を確保すること。

ウ 広場には、授乳コーナー、ベビーコーナー、流し台、遊具その他乳幼児を連れて利用するために必要な設備を設けること。ただし、流し台については、広場のある施設内に設けられており、かつ、広場の運営に支障

がない場合は、この限りでない。

エ 広場には、子育て親子の支援に関して経験のある者を2名以上おくこと。

オ 関係機関との連携に努め、円滑かつ効率的に事業を行うよう努めること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 事業実施に必要な、一物品あたりの単価が3万円(消費税込み)以下の物品(食品を除く。)の購入代金

(2) 事業実施に必要な事務経費

(3) 事業実施中の事故等に対応するための損害保険の支払い保険料

(4) 支払い謝礼(講座開催のための講師謝礼, 施設借用謝礼等)

2 前項の規定にかかわらず、飲食に係る経費については、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に規定する金額のうち、最も少ない額とし、

1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条に定める経費の合計額に3分の2を乗じた額

(2) 次条に定める補助金上限額

(3) 前条に定める経費の合計額から他の補助金等を受けている場合における当該他の補助金等の額を控除した額

(補助金の上限額)

第6条 補助金の上限額は、月当たりの広場の開設回数により次のように定める。

(1) 月1回開設 年額50,000円

(2) 月2回開設 年額60,000円

(3) 月3回開設 年額70,000円

(4) 月4回開設 年額80,000円

(5) 月5回開設 年額90,000円

(6) 月6回開設 年額100,000円

(7) 月7回開設 年額110,000円

(8) 月8回開設 年額120,000円

(9) 月9回開設 年額130,000円

(10) 月10回以上開設 年額140,000円

2 前項の開設回数は、年度内の広場の開設回数を12で除して算出する。この場合において、1回未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて1回とする。

3 年度の途中で事業を開始し又は年度の途中で事業を終了した場合の開設回数は、事業実施期間中の広場の開設回数を事業実施期間の月数(1月に満たな

い月数がある場合は1月に切り上げる。)で除して算出する。この場合において、1回未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、事業開始前に地域子育て支援活動推進助成事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 団体名簿、規約その他活動の状況がわかるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、市内各地区における事業の供給量も踏まえて交付の可否を審査の上、予算の範囲内において、交付の可否を決定し、その旨を地域子育て支援活動推進助成事業補助金交付等決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書により、その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

2 市長は、藤沢市補助金交付規則第5条第1項ただし書の規定により、事業着手届の提出を省略させるものとする。

(事業の変更等)

第10条 補助事業者は、事業の計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、地域子育て支援活動推進助成事業補助金事業変更等承認申請書(第3号様式)に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、審査の上、その可否を決定し、地域子育て支援活動推進助成事業補助金事業変更等承認(不承認)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の完了)

第11条 補助事業者は、事業の完了後15日以内又は交付決定年度の末日までに地域子育て支援活動推進助成事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し

(補助金の交付時期及び交付手続)

第12条 補助金は、事業完了後に交付する。ただし市長が認めた場合はその限りではない。

2 補助事業者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。
(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、事業完了後、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。